

ID: 123

担当部署: 環境課

処分の概要	許可証の再交付		
例規名 根拠条項	高根沢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第14条第2項		
例規番号	昭和60年条例第16号		
【基準】 第14条の規定による。 (許可証の交付等) 第14条 町長は、法第7条第1項若しくは第6項又は第7条の2第1項の許可をしたときは、当該許可を受けた者(以下「許可業者」という。)に対し許可証を交付する。 2 許可業者は、前項の許可証を亡失又はき損したときは、町長に申請して、その再交付を受けることができる。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日